

令和8年度
宗像市大学生による教育支援センター等における
不登校児童生徒支援活動補助金
募集要項

補助対象活動

※詳しくは本要項をご覧ください。

大学生による宗像市教育サポート室エール及び宗像市子どもの自立サポートセンターホープ(教育支援センター等)に在籍する不登校児童生徒を支援する活動

補助上限額 (総額)	補助率	補助対象期間
50万円	100%	補助交付決定日～ 令和9年3月31日

募集期間

令和8年5月14日 ～ 令和8年7月15日

審査

書類 : 令和8年7月16日 ～ 令和8年7月31日
プレゼン : 令和8年8月 5日

【問合せ・書類提出先】 ※申請書の提出は、窓口にて受付

宗像市 子ども子育て部 子ども支援課 子ども支援係
平日: 8時30分～17時まで

■住所: 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号(西館1階)

■電話: 0940-36-6912

■E-mail: k-sien@city.munakata.lg.jp



【申請様式はこちらから】

宗像市大学生による教育支援センター等における不登校児童生徒支援活動補助金とは

宗像市は、「こどもの権利が保障され、健やかで自分らしい育ちが守られるこどもにやさしいまち」を目指して、誰一人取り残さない、きめ細かな支援の充実に取り組んでいます。

本補助金は、大学生による宗像市教育サポート室エール及び宗像市子どもの自立サポートセンターホープ(以下、教育支援センター等)に在籍する不登校児童生徒への支援活動に係る経費を、予算の範囲内で補助するものです。

補助対象団体

学校教育法第83条に規定する大学に在籍する学生及び教職員で構成される団体(以下、学生団体)

補助対象活動

学生団体が教育支援センター等に在籍する不登校児童生徒のほか、市長が特に必要と認める不登校児童生徒を支援する活動

※ただし、次のいずれかに該当する活動は、補助金の対象外です。

- (1) 宗教的活動又は政治的活動
- (2) 専ら直接的な営利を目的とする活動
- (3) 国、地方公共団体、法人その他の団体の補助金を受ける活動

補助対象期間

補助金交付決定の日から令和9年3月31日(水)まで

※補助対象となる経費は、補助金交付決定後に着手(契約・発注)した申請事業に必要な経費で、令和9年3月31日までに請求・支払い行為が完了するものです。

申請

※申請する際は、必ず宗像市子ども支援課に事前相談してください。

- 申請期間 5月14日(木)～7月15日(水)16時必着
- 申請書類 ①交付申請書
 - ②学生団体の構成員名簿(様式1)
 - ③不登校児童生徒支援活動計画書(様式2)
 - ④不登校児童生徒支援活動収支予算書(様式3)
- 提出先 宗像市子ども支援課(宗像市役所西館1階)
- 提出方法 原則、持参

補助対象経費

補助対象活動に必要な経費のうち、次に掲げるもの

費目	補助対象となるもの(例)	補助対象とならないもの(例)
外部講師謝金	・外部の講師に対する謝金 ※詳細についてはご相談ください。	
交通費	・費用弁償(要「交通費管理簿」) 行先がエール又はホープの場合は1,000円/日、玄海の家の場合は1,500円/日 ・公共交通機関交通費 実費のみ ・自家用車交通費 高速代、駐車代、ガソリン代等の実費のみ	・エール、ホープ、Chot GKI での通常の学習支援ボランティアにかかる交通費 ・団体構成員のみの打合せ等にかかる交通費 ・消耗品購入等にかかる交通費
消耗品代、印刷代、光熱水費など	・文具・書籍等の購入、パンフレット・チラシ等の印刷に要する経費 ・活動に食材を使う場合の原材料費	・参加者等へ配布するための書籍その他配布を目的とした既製品等 ・団体構成員の食糧費(会議や打ち上げ時等の飲食代)
郵送料、電話料、荷物運搬費など	・切手代、電話料、荷物運搬等の経費 ・振込手数料	
施設使用料、バス借上料など	・会場使用料、入場料 ・バス借上料、タクシー借上料 (例:活動での児童生徒会場送迎代) ・備品のリース代	・備品購入費

※実績報告時には、支出に係る全ての領収書(費用弁償については、別途「交通費管理簿」)の添付が必要です。

※対象経費かどうかの判断が難しい場合は、宗像市子ども支援課に事前にご相談ください。

収入

項目	説明	注意事項
補助金	・市からの補助金	
参加負担金	・補助対象活動で、参加者から徴収する負担金	・参加者が直接食べるものにかかる食糧費や食材費、参加者が成果物を持ち帰るワークショップのための原材料費等については、受益者負担の観点から参加費の徴収をお願いしています。
預金利息	・補助金入金後に発生する預金利息	・利息についても計上が必要です。

審査

①書類審査 7月16日(木)～7月31日(金)

宗像市子ども支援課において、提出書類をもとに書類審査を実施します。

必要に応じて、内容に関する問い合わせや追加資料を求める場合があります。

②プレゼンテーション審査 8月5日(水) @宗像市役所北館 202 会議室

複数の申請があり、申請額が予算額を超えた場合、選考を行います。

申請団体による所定時間内のプレゼンテーションと質疑応答を実施し、審査します。

審査を踏まえ、優先順位をつけて補助金を交付する団体を決めるため、申請内容に問題がなくても交付が受けられない場合があります。

交付決定

宗像市補助金交付規則及び宗像市大学生による教育支援センター等における不登校児童生徒支援活動補助金交付要綱に基づき、上記①②の審査を実施し、交付決定します。

決定の内容は、各団体に文書でお知らせします。

○補助金交付決定通知書の交付

交付決定された団体には、活動実施の注意事項や事務処理等の説明を個別に行います。

○決定の取り消し・補助金の返還

下記のいずれかに該当した場合は、交付決定額の全部又は一部を取り消します。

すでに補助金の部分払いを受けている場合は返還しなければなりません。

(1)偽りその他不正な手段により補助金の給付を受けたことが判明した場合

(2)補助金をその目的以外のために使用した場合

(3)補助金交付の決定内容又はこれに付した条件等に違反した場合

(4)法令・条例・規則等に反した場合

(5)その他交付補助金の交付がふさわしくないと判断される場合

実績報告

○実績報告書の提出

支援活動終了後、直ちに所定の様式にて実績報告書を提出する必要があります。

○成果報告会 令和9年3月下旬(未定)

支援活動内容及び効果等について発表する成果報告会を予定しています。

補助金 Q&A

Q1 宗像市教育サポート室エール及び宗像市子どもの自立サポートセンターホープ(教育支援センター等)に在籍していない不登校児童生徒を支援する場合は、申請できますか？

A1 原則、教育支援センター等に在籍する児童生徒に対する支援活動が対象となります。在籍していない不登校児童生徒に対しては、市子ども支援課から参加の呼びかけを行います。

Q2 申請額が 50 万円未満でもかまいませんか？

A2 かまいません。必要な経費のみ申請してください。

Q3 国・地方自治体(県や他市町村)・企業・財団等(以下、他団体等)からの助成金等を受けている場合、申請はできますか？

A3 申請する支援活動について、他団体等から助成金や委託料、報酬などを受けている場合は申請できません。宗像市から交付決定を受けた団体で、先述の助成金等を受けた場合は、市長に文書で報告し、申請の取り下げを行わなければなりません。申請の取り下げがなく、判明した場合にも、交付決定を取り消し、補助金を返還していただきます。

Q4 交付決定後に事業計画と経費を変更することはできますか？

A4 審査を経て交付決定されますので、交付決定のとおりを実施してください。万一、変更が必要な事情が生じた場合は、必ず事前に市子ども支援課にご相談ください。

Q5 補助金はいつ支払われますか？

A5 原則、事業が完了し、市で実績報告を確認後、1ヶ月以内に支払われます。自己資金等による立替えが難しい場合は、前払いも可能ですので、交付決定後に概算払請求を行ってください。

Q6 交付決定された額は全額支払われますか？

A6 事業完了後、実績報告をもとに補助対象経費の確認を行います。交付決定額の範囲内でも、申請した内容に直接関係ない支出や不適切な支出は補助対象外となります。交付決定よりも少ない支出額で事業が完了した場合は、支出実績に合わせて減額した額が支払われます。前払いを受けている場合は、残金を返金してください。

Q7 事業が実施できなくなった場合は？

A7 事業実施が困難になった場合は、速やかに市子ども支援課に連絡してください。既に支出している経費があっても、補助金の支払いができない場合があります。事業計画や実施体制等、十分に検討のうえ申請してください。ただし、天候や感染症等により事業実施できない場合の施設キャンセル料などは補助金の対象とします。

Q8	交通費の申請には何が必要ですか？
A8	公共交通機関交通費は、領収書や乗車証明書等は不要ですが、必要最低限の金額で申請、支出してください。自家用車交通費は、いずれも領収書等で金額が確認でき、合理性のあるものに限ります。ガソリン代は、レンタカーのように、満タンで遠方に出発し、帰着時点で再度満タンにする等して、活動に必要な最低限の金額を支出してください。
Q9	参加費を徴収しても問題ありませんか？
A9	非営利と認められる範囲であれば問題ありません。事業実施に必要な最低限の額とし、収支予算書の収入の項目に明記してください。特に食糧費や材料費等は受益者負担の観点から参加費徴収をお願いしています。
Q10	ネット経由で商品を購入しても問題ありませんか？
A10	領収書等の必要書類がそろえば問題ありません。
Q11	他団体が主催する事業にかかる経費も申請できますか？
A11	補助対象となるのは申請する団体が主体的に行う事業のため、他団体が行う事業は対象外です。同様の理由から、他団体への助成金、寄付金または会費等も補助対象外です。
Q12	宿泊体験等を実施する場合、食事代・宿泊代は補助の対象となりますか？
A12	参加者の食事代・宿泊代は対象となります。ただし、受益者負担の観点から参加費徴収をお願いしています。なお、団体構成員については、参加者と一緒に活動するための、調理実習で使用する食材代、宿泊代は対象となります。単なるお弁当の購入費や食堂の利用料など、調理実習を伴わない食事代は、補助対象外です。